

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料は、亡き父が、両親の国民年金保険料と一緒にいつも納税組合に納めていた記憶があり、両親の保険料が納付済みであるにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の両親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月初から国民年金に加入し、60歳に到達するまでの全加入期間の保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、A市B地区において納税組合が存在していたことが確認できる上、申立期間前後を通じて申立人及び両親の住所やその仕事並びに生活状況に大きな変化は無かったと主張していることから、申立期間における両親の国民年金保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみを未納とする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 平成3年4月から同年8月まで
③ 平成6年4月から同年7月まで

私は、昭和36年4月の国民年金制度発足時から夫と共に国民年金に加入し、国民年金保険料を夫婦二人分滞ること無く納付してきたが、ある日、役場から申立期間①の保険料が未納になっているとの指摘を受け、慌てて納付したのを覚えているが、国民年金被保険者記録の照会結果では未納のままとされており、大変驚いた。

また、申立期間②及び③についても、国民年金保険料をきちんと納付したにもかかわらず未納とされているのは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、夫の国民年金保険料と一緒に納付してきた。」と主張しているところ、申立期間②のうち、平成3年8月の保険料について、申立人の夫は納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間①及び②のうち、平成3年4月から同年7月までの国民年金保険料については、一緒に納付していたとする申立人の夫も未納となっていることが確認できる。

また、申立期間③については、申立人の夫は既に国民年金被保険者資格を喪失していることから、申立人単独の国民年金保険料の納付期間と

なるが、申立人は、申立期間の保険料の納付状況及び保険料額に関する記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は申立期間以外にも、申立期間②の直前の国民年金保険料が48か月の長期間にわたり未納となっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月1日から同年5月2日まで

私は、A社に昭和58年4月1日付けで採用され、同月分の給与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日が同年5月2日となっている。

雇用保険の資格取得日は、昭和58年4月1日となっているので厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳、申立人に係る辞令交付簿、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び事業所の回答により、申立人が、同社に昭和58年4月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額により8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日の届出に誤りがあり、保険料は控除していたが納付していないとすることから、昭和58年5月2日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和24年1月1日であると認められることから、資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月1日から同年1月21日まで
昭和24年1月1日付けでA社に雇用され、平成元年8月20日に定年退職するまで継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社C支店における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和24年1月21日であることが確認できる。

一方、B社作成の人事カード、A社の辞令書及び雇用保険の被保険者記録及びB社の回答により、申立人が当該事業所に昭和24年1月1日に入社、同日にA社C支店に勤務し、平成元年8月20日まで継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が昭和24年1月1日付けで同社C支店における厚生年金保険被保険者資格を取得すべきところ、事業主側の何らかの事情により、社会保険事務所（当時）に取得日が誤った届出がされたものとうかがわれることから、資格取得日を同日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から54年3月までの期間、54年5月から同年8月までの期間及び56年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和52年2月から54年3月まで
②昭和54年5月から同年8月まで
③昭和56年2月から同年6月まで

私は、昭和52年2月13日資格取得日の国民年金手帳を持っており、母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、同年2月分からの国民年金保険料を納付してくれていた。

また、私は、昭和56年2月にB市に引っ越し、B市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。それにもかかわらず、昭和52年2月に資格取得した国民年金手帳の記号番号が取り消されている上、申立期間のすべてが国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年4月4日以降に払い出されているものの、同月2日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、国民年金被保険者資格の喪失を行った際、申立期間①は大学に在籍中で任意加入対象期間であったことが分かり、国民年金手帳記号番号が取り消されたものと推認されることから、申立期間①は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、当該申立期間については、「亡き母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。」と主張しているが、その亡き母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、具体的な国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

申立期間②及び③については、前記により、申立人は、昭和 54 年 4 月に厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い、同月に国民年金手帳記号番号が取り消された後、63 年 9 月 30 日以降に新たに国民年金手帳記号番号が払い出されるまでは、国民年金の未加入期間であり、当該申立期間については、国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立人から B 市役所での国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況について事情を聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入手続、保険料の納付等に関する具体的な状況が不明である上、申立人について複数の読み方で氏名検索したが、昭和 63 年 9 月 30 日以降に払い出された新たな国民年金手帳記号番号のほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人及びその亡き母が当該申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの期間及び平成3年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 平成3年4月から同年7月まで

私は、昭和36年4月の国民年金制度発足時から妻と共に国民年金に加入し、国民年金保険料を夫婦二人分滞ること無く納付してきたが、ある日、役場から申立期間①の保険料が未納になっているとの指摘を受け、慌てて納付したのを覚えているが、国民年金被保険者記録の照会結果では未納のままとされており、大変驚いた。

また、申立期間②についても、国民年金保険料をきちんと納付したにもかかわらず未納とされているのは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、「国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、妻の国民年金保険料と一緒に納付してきた。」と主張しているが、その妻の保険料納付記録を見ると、申立期間①及び②と同じ期間が未納となっていることが確認できる。

また、申立人とその妻の国民年金保険料は、ほとんど申立人の妻が納付していたとしており、申立人は、保険料の納付に直接関与していないため、申立期間①及び②共に保険料の納付状況及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人は申立期間以外にも、申立期間②の直前の国民年金保険料が48か月の長期間にわたり未納となっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 27 日から 43 年 4 月ころまで (日付不詳)

社会保険事務所 (当時) の記録では、A 社での厚生年金保険加入期間が、昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 6 月 27 日までになっているが、仕事を辞めて帰ってきた時期を考えると、期間が合わない。43 年ころまで勤務していたと思うので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社の工場2階にあった社員寮に住み込みで働き、退職するとほぼ同時に当該社員寮から引っ越したと述べているが、申立人の除籍謄本の附票を見ると、申立人は当該社員寮に住所を定めていたものの、昭和40年3月16日に当該住所をB県C区により職権消除通知されていることから、遅くとも同日より以前に退職に伴って当該社員寮から引っ越していたものと推認できる。

また、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和40年4月5日である元同僚は、「申立人は自分が退職する時には、既に退職していた。」と証言している。

さらに、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の記録はオンライン記録と一致しており、申立期間における記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の記憶は曖昧である上、A社は昭和53年3月31日に会社を解散しており、当時の事業主や経理担当者も既に他界しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 22 日から 33 年 5 月 22 日まで
② 昭和 33 年 5 月 22 日から 40 年 1 月 11 日まで

私は、A市にあるB社C事業部に昭和31年3月に正社員として入社し、その後33年5月にD市にある同社E事業部に異動したが、39年12月末ころ、出産を契機に退職した。

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、いずれの厚生年金保険加入期間も脱退手当金が支給済みとの回答を受けたが、受給した記憶も無く、また、支給日とされる昭和40年4月7日は、夫の転勤に伴って既にA市からF市に転居しており、納得がわからない。

第3 委員会の判断の理由

B社E事業部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、当該事業所を退職した約1か月後の昭和40年2月4日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年4月7日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人のB社E事業部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が付されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年4月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。